

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		印鑑登録原票綴
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的		印鑑登録条例における印鑑の登録、廃止等に係る事務のために利用する。
記録項目		1 登録番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 印鑑
記録範囲		弘前市に居住する日本人及び外国人のうち印鑑の登録、廃止を行った者
記録情報の収集方法		印鑑登録・廃止を行う者から申請書の提出をもって収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部市民課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	弘前市印鑑条例に基づく公証事務として、印鑑登録者又はその代理人から、印鑑登録証を添えて、申請を受けた場合に印鑑登録証明書の交付を行う。 届出及び証明書の発行は、市民課の外、岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課・東目屋出張所・船沢出張所・高杉出張所・裾野出張所・新和出張所・石川出張所で行っている。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		戸籍情報ファイル
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的		戸籍簿の記録及び戸籍情報の一元管理を行う。また、親族関係の公証を行う。
記録項目		1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 国籍、5 戸籍の表示、6 住所、7 住定日、8 身分関係、9 民刑事項
記録範囲		弘前市に本籍を有する者（過去に本籍を有していた除籍者を含む）
記録情報の収集方法		戸籍届出、他市区町村からの通知、行政機関からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含む。
記録情報の経常的提供先		法務省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部市民課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		戸籍法第24条、第113条、第114条、第116条 戸籍法施行規則第41条、第43条、第45条
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	<p>戸籍法に基づく公証制度として、下記の請求に対し、所定の審査要件を満たした場合に戸籍謄本等の交付を行う。</p> <p>(1) 戸籍に記載されている者又はその配偶者等による請求（戸籍法第10条）</p> <p>(2) 第三者による自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある等の申出による請求（戸籍法第10条の2第1項）</p> <p>(3) 国又は地方公共団体の機関や弁護士等特定の事務を受任する者による請求（戸籍法第10条の2第2項から第5項）</p> <p>※戸籍の届出及び証明書の発行は、市民課の外、岩木総合支所民生課・相馬</p>	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		自動車臨時運行許可申請書綴
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的		弘前市自動車臨時運行許可事務取扱規則に基づき、自動車臨時運行許可事務のために利用する。
記録項目		1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 業種、5 車名、6 形状、7 運行の目的、8 運行の経路、9 運行期間、10 保険会社名、11 証明書番号、12 保険期間、13 番号標番号、14 許可番号、15 許可年月日、16 有効期間、17 返納月日、18 返納期限
記録範囲		自動車臨時運行許可申請者
記録情報の収集方法		自動車臨時運行許可申請書の提出をもって収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部市民課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考		申請受付及び許可証の発行は、市民課の外、岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課で行っている。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	弘前市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	市町村が住民を対象とする行政を適切に行うため、住民の正しい権利を保護するために、住民に関する正確な記録の整備を行い、選挙人名簿の登録、その他住民に関する正確な記録の整備を行い、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎として住民記録の一元管理を行う。また居住関係の公証を行う。	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 個人番号、4 住民票コード、5 カナ氏名、6 氏名、7 生年月日、8 性別、9 現住所情報、10 方書、11 住民となった年月日、12 住民となった事由、13 住民となった届出年月日、14 住民でなくなった年月日、15 住民でなくなった事由、16 住民でなくなった届出年月日、17 住所を定めた年月日、18 住所を定めた事由、19 住所を定めた届出年月日、20 外国人住民となった年月日、21 外国人住民となった事由、22 外国人住民となった届出年月日、23 続柄、24 世帯主名、25 本籍地情報、26 筆頭者、27 前住所情報、28 転出予定地情報、29 転出確定地情報、30 外国人情報 カナアルファベット氏名、31 外国人情報 カナ漢字氏名、32 外国人情報 アルファベット氏名、33 外国人情報 漢字氏名、34 外国人情報 通称、35 外国人情報 国籍・地域コード、36 外国人情報 在留資格コード、37 外国人情報 在留期間等年、38 外国人情報 在留期間等月、39 外国人情報 在留期間等日、40 外国人情報 在留期間等の満了の日、41 外国人情報 特別永住者証明書交付年月日、42 異動情報 異動事由、43 異動情報 異動年月日、44 異動情報 届出年月日、45 更新年月日、46 更新者ID、47 旧氏 カナ氏名、48 旧氏 氏名、49 支援措置情報	
記録範囲	弘前市に居住する日本人及び外国人（過去に居住していた除票者を含む）	
記録情報の収集方法	本人または本人の代理人、地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁、他市区町村通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部市民課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

備考	証明書の発行は、市民課の外、岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課・東目屋出張所・船沢出張所・高杉出張所・裾野出張所・新和出張所・石川出張所で行っている。
----	---

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	弘前市廃棄物減量等推進員ファイル	
行政機関等の名称	弘前市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部環境課	
個人情報ファイルの利用目的	弘前市廃棄物減量等推進員の管理、書類送付、報償費支払、委嘱年数調査、源泉徴収票作成のために利用する。	
記録項目	11D、2地区名、3町会名、4氏名、5郵便番号、6住所、7電話番号、8推進員開始年度、9感謝状被推薦年度、10生年月日、11職業、12口座情報、13個人番号、14備考（任期中中の委嘱日、解嘱日等）	
記録範囲	弘前市廃棄物減量等推進員承諾書が提出された者	
記録情報の収集方法	町会長等又は弘前市廃棄物減量等推進員から弘前市廃棄物減量等推進員承諾書の提出をもって収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部環境課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	畜犬管理システム	
行政機関等の名称	弘前市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部環境課	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法に基づき、飼い犬の記録及び管理を行うため。	
記録項目	1 登録番号、2 登録年月日、3 鑑札年度・番号、4 抹消日、5 マイクロチップ番号、6 所有者名称、7 所有者住所、8 犬の名前、9 犬の住所、10 犬の種類、11 犬の性別、12 犬の毛色、13 犬の生年月日、14 特徴（体格）、15 注射実施日、16 注射番号、17 注射会場、18 原簿の記載事項の変更履歴、19 送付先、20 電話番号、21 地区、22 所在地	
記録範囲	弘前市に犬を登録する所有者	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主から提出された犬の登録申請書、犬の登録事項変更届、犬の死亡届 ・ 市区町村からの通知 ・ 狂犬病予防注射済票交付申請書 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	犬の飼い主の転入・転出した市区町村、保健所、警察署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部環境課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	狂犬病予防法第4条で市区町村に犬の登録簿の作成が義務付けられている。	